

登園・登校許可願

(インフルエンザ用)

_____ 園長・学校長様

園児・児童生徒氏名： _____

_____ 年 組 () 歳 生年月日： _____ 年 月 日

病名： _____

①発熱期間： _____ 月 日～ _____ 月 日

③インフルエンザと診断された日： _____ 月 日

(検査した場合：A型・B型・不明)

上記病名にて _____ 年 月 日より 医療機関 _____

において治療を受けていましたが、病状が回復し、 _____ 年 月 日

より登園・登校いたします。

記入日： _____ 年 月 日

保護者氏名： _____ (印)

※氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は必ず本人が自署するものとする。

参考資料

●インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

平成24年度より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」と変更されました。

これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登園・登校する事ができません。処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウィルスはまだ感染者の体内にあり、どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後5日は登園・登校が出席停止となります。

熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。

(下表の例4、例5参照)

医療機関受診時に、医師に発症日の相談、確認をして下さい。

下表に従い登校可能となりますが、登校可能時に体調良好な場合は医師の許可は不要です。

インフルエンザ出席停止期間早見表

		★ 発症日		発 症 後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目				
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○			
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目				
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○			
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目				
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○			
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○		
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○	

★保育園・幼稚園・こども園児の場合は、インフルエンザ発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日が経過していることが必要です。